

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 9 月 18 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 63 号 訴えの提起について
- 日程第 4 議案第 64 号 訴えの提起について
- 日程第 5 議案第 65 号 訴えの提起について
- 日程第 6 議案第 66 号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 67 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 68 号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 69 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 70 号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 71 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 72 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 73 号 令和 6 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 74 号 令和 6 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 75 号 令和 6 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 76 号 令和 6 年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 77 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 78 号 令和 5 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 79 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 80 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 81 号 令和 5 年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 82 号 令和 5 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 83 号 令和 5 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 議案第84号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 議案第85号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について

日程第26 議案第86号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

（追加日程）

追加日程第1 議案第87号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（8名）

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	山田勝君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	徳永英俊君	西消防署長	桐山潤君
古戦場活用推進課長	安部樹君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書記	西尾英典
書記	西村里美		

開議の宣告

○議長（谷口輝男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1 番 北村一磨君、2 番 吉田仁君を指名します。

日程第 2 一般質問

○議長（谷口輝男君） 日程第 2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

8 番 高木博之君。

〔8 番 高木博之君 一般質問〕

○8 番（高木博之君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目 1. 公共施設の緑地管理について、2. 公共料金の支払い手数料等の削減について。

質問の要旨 1. 町内の各公共施設、これには都市計画法の公共施設ということでよろしくお願ひします。

2 は、景観などのために緑地帯が設けてありますが、管理していく中で、樹木などについては年々成長し、樹種にもよりますが落葉対策や落枝による事故の懸念をされていることと思います。

そこで、比較的緑豊かな我が町における緑地帯の果たす役割や価値をどのように考えておられますか。また、安全性と景観のために剪定や伐採等が必要かと思ひます。計画的な維持管理についてお伺ひいたします。

2. 金融機関の手数料や郵便料の値上げなどにより、費用の増大が見込まれております。そこで、例えばですが、これ上下水道の検針と支払いを今、現行の 1 か月から 2 か月ごとにするなどの対策があると考えますが、お考えを伺ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、お答えさせていただきます。

公共施設の緑地管理についての御質問でございますが、緑地には景観向上や癒やし効果など

心理的効果のほか、環境面においても光合成作用による大気の浄化機能等もあると考えております。

議員のおっしゃられるとおり、当町においては森林が約88%を占め、緑豊かなまちで、緑地の必要性についての御質問と解しますが、役場やふれあいセンターなど公共施設の植栽帯については、御利用される住民の方への潤いや安らぎを与える役割もあり、癒やし効果等価値あるものと考えております。周辺には緑が多い中でございますので、公共施設ではハナミズキやツツジ、桜など四季に応じて楽しませてもらえるもの、また、ふれあいセンターでは、木陰ができる高木等に配慮しているところでございます。

また、公共施設に限らず、一定面積以上を整備する開発行為においても、設計基準において開発面積に応じ一定の緑地を整備する基準もございますので、一定の緑地帯は必要と考えております。

次に、計画的な維持管理でございますが、議員御指摘のとおり、樹木の成長に伴い落葉、落枝対策等に苦慮しているところでございますが、安全性の確保と景観維持のため、随時状況確認を行い、適時の剪定や必要に応じた伐採など、適切な維持管理に努めているところでございます。

2点目の公共料金の支払い手数料の削減についての御質問につきましては、会計管理者から答弁をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 福安会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

2番の公共料金の支払い手数料等の削減についての答弁をさせていただきます。

金融機関等における公金収納等事務に要する経費につきましては、令和3年度に閣議決定されました規制改革実施計画におきまして、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しについて地方公共団体に対応を促すこととされておきまして、これを受け、各金融機関から様々な事務手数料負担の要望がございまして、これを受け、今年度当初より窓口納付手数料として1件66円、来月、10月からですね、来月より公金振込手数料として自行宛てが1件110円、他行宛て178円の負担が発生し、現行の物理的媒体、現在はDVDでございます、による総合振込及び口座引き落とし処理につきましては、1回3,300円の負担を求められており、コンビニにおける収納手数料も来年度から値上げが予定されているところでございます。

また、郵便料金につきましても、はがきが63円から85円、定形が84円等から110円に変更されるなど、今後も各種手数料等の値上げが予定されており、これらの手数料等は年間取扱件数も多く、町の予算への影響も無視できない状況となっております。

町といたしましては、公金収納等事務につきましては、VALUXやAnserDATAPORT導入に

よるD X化により、経費削減を図るべく準備を進めているところです。また、各税料等に共通して言えることですが、納付に関しましては窓口納付等から口座振替への移行を推進し、手数料の削減が図れるよう周知等を行っていきたいと考えております。

郵便料金につきましては、今後、請求書や通知物の書類の電子化によるD X化の検討を進めていきたいと考えております。

なお、議員御提案の上下水道の検針及び料金徴収の隔月化につきましては、検針費用や収納事務手数料等の削減につながる一方で、検針回数の減少による宅内漏水の把握の遅れや検針確保が困難になるなどの弊害も予想されるため、他市町の状況を参考にしつつ、経費削減に向け検討を重ねていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許しますが、項目1の再質問。

〔8番議員挙手〕

高木博之君。

○8番（高木博之君） すみません、1番のほうについてですが、まだこの間も事件がありましたが、落枝による。その前には、ずっと前には緑の村でもありましたので、桜とかの樹種にもよりますが、老齢木の場合はやっぱりキノコが生えておるともう既に駄目というようなことは聞いておりますので、それと町長が言われましたように、花については癒やしの効果が確かにありますが、その中でめり張りのついた計画をできればお願いしようと思っています。

それと、管理台帳等はなかなかないと思うんです。どこにどんな木が生えているとか、その辺も整理しながら、今後、管理において費用の算出やそれによる削減と、あと近年、話題になるかどうか分かりませんが、ナラの木や何かはカシノナガキクイムシとかいう虫、これは日本古来におったらしいですが、それによる枯損が、これは近年、炭や何かを使わなくなったので、ずっとほったらかしになる場合が多いんだそうです。それによって、やっぱり若木の場合はどうもないんですが、古い木やとこの菌によって、ナラ菌が原因だそうですが枯れたりします。

また、前から、松の木ですね、これについてはマツクイムシということで、その虫によるセンチュウで枯れたり、これはよく松並木やなんかにもございますが、これは、葉っぱが黄色くなるか松の樹液が出てこない場合はもう既に枯れているような前兆らしいので、松の木については順次切っておられると思いますが、その辺等のこの辺の樹木医、なかなか知見を持っている方、失礼ですがいらっしゃらないと思うので、樹木医と相談して計画的に伐採されたほうがいいと思うんですが、その辺の計画も今後考えていく必要があると思いますので、その辺の答弁、さらっとでよろしいので、もしあればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 植物、公園等とか道路際の植栽帯、こういったものにつきましては、本

当に適時の時期による剪定、これは景観という観点からこれはやっていかないといけないというふうで、定期的にやらせていただきたいと思います。と思っています。

ただ、そのほかの木につきまして、今御指摘があったようにいわゆる病虫害等による枯死等対策が必要だと。これは確かに先般イチョウの木が倒れたとか、春先には清水寺の桜が葉っぱが生い茂っておるのにひっくり返ってけが人が出たとか、そういった事件もありますので、やはり定期的に樹勢といいますか木の病気、こういったものは管理しなきゃいけないと思っています。

町といたしましても、町の管理している範囲につきましては、いわゆる樹木匠さん、こちらのほうで見ていただいて、必要なものについては伐採等をやるようにしてはおりますが、それにつきましても、最近では野上の松並木の松を、それから八幡神社のスタジイ、これについては樹木匠さんに見ていただきまして、今度の補正でも伐採、枝の切り払い等をお願いしているところでございますが、全ての木までできるかという、そこはちょっとなかなか難しいということです。そこら辺につきましては、また情報等適時得ながら適切な対応に努めてまいりたいと思っています。

もう一つ、先般の台風でこの役場の前の桜の枯死した部分の枝が落ちまして、これも後々危ないということで、危険該当部分については切り落としをさせていただきました。今後もそういうようなことで適切な管理に努めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 質問項目の1の再々はあるんですか。

○8番（高木博之君） なしで。

○議長（谷口輝男君） 質問項目2の再質問をお願いします。

〔8番議員挙手〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 2のほうですが、公共料金等例えば上下水道ということで上げさせていただきましたが、これはなかなか難しいことだとは思いますが、検針についてはやっぱり2か月ごとにすると費用が増えたりしますので、またその辺は検討して、どちらがメリットがあるか、お客さんの意見もありますでしょうし、それと将来的には、関連ですがスマートメーターや何かの導入により若干の経費の削減ができるかと思うんです。うちの家の場合ですが、ガス料金につきましてはスマートメーターでつけられて、電気のほうのメーターのほうへ送っていくんですかね、それでできるようになったということで、ガス業者の方が入替えに来られていました。費用についてもそれなりにかかるでしょうから。

それとあと税のほうや何かですけれども、これは確かに個人の、固定資産やと年に4回ですかね、これをできるだけ前期で納めていただくようお願い程度でやれば若干の効果はあるか

と思いますので、その辺についても、ぜひ前期で納めてくださいというようなことで言うていただければと思うんですけれども、以上で再質問を終わらせていただきます。再々はありませんので。要望でよろしいです。

○議長（谷口輝男君） 回答はよろしいですか。

○8番（高木博之君） 回答はどちらでも。

○議長（谷口輝男君） 要望。

○8番（高木博之君） 要望だけで。

○議長（谷口輝男君） これで8番 高木博之君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） 私は、1. 小・中学校の体育館にエアコン設置を、2. 役場庁舎玄関に郵便ポストの設置を、この2点を伺います。

1. 小・中学校の体育館にエアコン設置を。

大垣市が市内の小・中学校28校の体育館に5年間かけてエアコンを設置すると発表しました。近年、特に今年も危険な暑さが続いています。夏休み明けの9月でも30度を超える日が続いています。子どもたちの熱中症対策と災害時の避難所整備として、県内でも急速に体育館へのエアコン設置が進んでいます。

文部科学省は、体育館へのエアコン設置に補助率を上げて推進しています。また、体育館が避難所になることから、緊急防災・減災事業として過疎債と同等な事業債が使えることも後押しとなっています。当町の小・中学校体育館にエアコンを設置し、安全に授業が行えるようにすべきと考えますが、伺います。

2. 役場庁舎玄関に郵便ポストの設置を。

郵便ポストは人が集まるところや通行途中に設置してありますが、町民の方から、関ヶ原町役場庁舎玄関には郵便ポストがないのはおかしいのではないかという指摘を受けました。役場は常に人が集まり、利便性の高いところですので、郵便ポストは本来ならあってしかるべきと思います。

大垣郵便局に問合せしたところ、新設は難しいが移設は可能との回答でした。また、全国にはその地域の特徴を表したユニークなポストが設置されています。庁舎玄関に関ヶ原にふさわしい郵便ポストの設置を求めますが、伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君） 小・中学校の体育館へのエアコン設置について御答弁申し上げます。

体育の授業や部活動、全校児童・生徒が集う集会場として使用される体育館への空調設備の設置は、児童・生徒の熱中症対策として大変重要であるとともに、災害発生時の地域の避難所としての利用を想定していることもあり、防災機能強化の観点からも大変望ましいものと認識しております。

現状、空調設備のない夏季における学校においては、体育館での体育の授業や部活動を中止にする日も多く、また、始業式や終業式、全校集会などもテレビ放送による実施に変更するなど、教育活動を実施する上で不都合も生じてきております。さらに、県内においては、岐阜市や各務原市などが空調設備の設置を進め、近隣の大垣市や神戸町でも順次設置を進めておられることも承知しているところでございます。

しかしながら、体育館に空調設備を設置する必要性は十分に理解しているところでございますが、一方で、設置費用やランニングコストは大きなものであり、1体育館当たり数千万円、ランニングコストは年間100万円以上との試算も出ています。

また、文部科学省の学校施設環境改善交付金は、当該建物に断熱性があることを要件としてとされており、本町の学校体育館は、空調設備設置と併せて断熱性確保のための工事も必要になるのではないかと考えております。

本町としては、今後、児童・生徒の安全確保、快適な学習環境の確保、そして防災機能強化としての避難所機能の充実を第一に考えながら、本町の学校体育館に最も適した空調の種類や設置方法、設置に係る費用、活用可能な国や県の補助金などについて研究し、費用対効果も鑑みながら、体育館への空調設備設置について具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 私からは、役場庁舎玄関に郵便ポストの設置について答弁させていただきます。

郵便ポストの設置者は、郵便法に基づき、日本郵便株式会社または当社の承認を受けたものとなっており、いわゆる郵便局が設置管理されているものでございます。

今回の御質問に際し、所管郵便局へ現状等についてお問合せをさせていただきましたところ、関ヶ原町内において、現状では20か所設置し、管理しておられることでございました。また、近年は差し出される郵便物の減少や周辺世帯数の減少等に加え、集配人員の確保が厳しい中、土曜日も収集回数を減らし負担軽減を図るなど、働き方改革にも取り組まれており、新規設置は、設置希望場所周辺の既存ポストの設置状況を勘案して、基準等により検討することになりますが、収集箇所の増加となるため、現状では困難であるとのことでした。

また、議員の御質問にもありましたが、移設は可能であるとのことについても確認させていただきましたが、利用状況にて既存のポストを別の場所へ移転することは、移転先の状況を判

断した上で可能であります。既存のポストを御利用されている周辺の方々の御理解が不可欠であるため、移設についても慎重な判断が必要であるということです。過去に役場が現在地に移転後、周辺自治会から役場周辺への郵便ポスト設置を直接郵便局へ御要望されましたが、困難であったということをお聞きしております。

このような現状を踏まえ、行政独自で設置できるものではないため、困難であるのではないかと考えますが、一応、所管郵便局へは御要望を伝えさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） 項目1の再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子さん。

○5番（田中由紀子君） 設置費用やランニングコスト、断熱工事が必要だということから、最も適した種類、設置方法、費用対効果等を検討していきたいという答弁でございました。

海津市がスポットクーラーというものを使ってみえるみたいなんですけど、スポットクーラーは、広い空間ですし直接風が当たるところだけしか効果がないというふうに聞いておりますので、実際この体育館で使うというのは無理があるかなあというふうに聞いております。

教育長から、設置する、望ましいというふうに認識しているという答弁でした。それで、大垣市が今年度そのように取り付けるというふうで発表されましたが、断熱工事は必要ないという判断で踏み切ったというふうに聞いております。その辺も併せて検討いただきたいんですが、いわゆる設置する方向で検討するということでもいいのかどうかと、そうした場合に、いつ頃を目指してやっていくのかというところを伺いたいと思います。

夏休み、子どもの姿を本当に見ないんですよ。やっぱり危険な暑さということで、子どもたちどうしているのかなあというふうに心配しておりますが、先ほどいろんな行事や事業にも支障が来しているということであると、本当に早期に、来年にでもつけていただきたいというふうに思っておりますが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

それで、1体育館につき断熱工事をしない場合、設置のみの場合は1体育館につきどれぐらいの費用がかかるというふうに御存じか伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君） まず、最後におっしゃられた設置の際の断熱改修を必要とした場合、これは東京都教育委員会の試算なんですけれども、東京都教育委員会の試算によると、空調設備を設置した場合のみで、およそ2,600万円から2,700万円で、そこに断熱改修をすると4,000万円という試算が出ておりました。先ほどの空調、断熱するかしないかということについては、文科省のその補助金を受けるに当たっては、要件として断熱工事を行うことということで、その文科省のものを使うことなければ、空調設備の設置のみでも可能というふうに理解し

ております。

ただ、いろいろなことで若干調べてみると、将来的に維持費等のことも考えると、断熱をしておかないと維持費等が膨大になってしまっていて、将来的なことでは断熱工事をしたほうが有効であるという試算は出ておりますことを併せて紹介させていただきます。

なお、御意見でいただきましたことについては、今回答弁させていただいたとおり、具体的に研究に着手をし、その内容によって今後検討していくということで考えております。以上です。

○議長（谷口輝男君） 項目1の再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ありがとうございます。

これは、東京都の試算は1体育館ということでよったんですかね。ごめんなさい、まだ再質問というのを聞きたいのと、私が聞いているのは、1体育館につき8,000万円ぐらいかかっているというふうに聞いております。

それで、小・中学校2校、2つしかないんで、やっぱりほかにも今須体育館もありますし、中央体育館、今工事もしていますけれども、まずは子どもたちの安全を最優先していただきたいということで、2校ですと8,000万円としても1億6,000万円ということになります。ランニングコストの問題もあるかもしれないんですが、ここ数年、関ヶ原町の財政は3億円を繰越ししております。全然できない数字ではないというふうに思いますので、その財政的な面では全然やれるものというふうに思っておりますので、ぜひ、いつ頃を目指してやられるのか、早期にいつ頃を目指して結論を出されるのかを伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君） まず、先ほどの東京都の試算ですが、1体育館当たりです。近隣の市町村からも情報をいろいろいただいているところでございますけれども、およそ議員が御指摘のとおり8,000万円とかいう額がかかるということは聞いております。

もう一点の学校2校だからということですが、前回3月議会で先生からの地震災害の災害対策の質問の折に、町長のほうからも、まず学校体育館を優先的に考えていくという答弁をさせていただいたと思います。その方向に沿いながら、具体的に研究を速やかに着手をしていく方向で考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） いつ頃というのは。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先ほども教育長から答弁されたとおり、来年度といいますか、研究し、

どのような構造、どのような形のものを導入するかというものを研究させていただいた上で、財政状況を見ながらやっていくということで、できるだけ速やかにその対策はしていきたいと思っておりますが、時期等明言については、ちょっと今の段階ではできないと思っております。

ただ、2校一遍にということはちょっと無理かなとは思っておりますので、順次、町内の体育館については整備を図られれば図っていききたいという思いでおりますので、そこら辺のことは御理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 質問項目2の再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子さん。

○5番（田中由紀子君） 郵便ポストの件で再質問を行いたいと思います。

まず1つは、先ほどこちらに役場が移転したときに要望があったというふうに教えていただいたんですが、まず庁舎にポストがないということについてどう考えるのかということをお伺いしたいと思います。いわゆるどこにでもあると、どこのまちの庁舎にでもあるということです。

2番目には、古戦場の町として対外的には非常にアピールをされているんですが、なかなか町民というところでは置いてきぼりの部分もありまして、こうした御当地ポストを設置することで、町民にもアピールする上では有効だと思っておりますが、その点を伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ポストについて、役場にあったほうがいい、あらなければいけない、そういう選択のことだと思っておりますが、ある意味では私もあったほうがいいと思います。ただ、必要かと言われると、それはクエスチョンマークが幾つかつくという段階だと思っております。

現実、役場の郵便物、これは毎日うちの職員が郵便局へ運んでおりまして、私どもから直接役場の業務としてポストに入れることはない、そういう状況でございまして、周辺の方があれば利用されるということにつながるかと思います。その役場の位置、また周辺の住民の方の利用状況、こういったものを十分考えながら郵便局のほうに御判断をいただくということになるかと思っておりますので、役場にあらなければならないというものではないだろうというふうには思っておりますので、その点の御理解は賜りたいと思います。

それから、御当地ポスト、これはやはりこれもあったほうがいいなと思います。ただ、この御当地ポストというのは、それぞれの市町が製作して設置して、ここに集配をお願いするという形で郵便局が集配を受けてくれないと、御当地ポストを幾らつくってもただの飾り物になってしまうということになりますので、そこら辺についても郵便局と検討しなきゃいけないだろうと思いますし、協議しなきゃいけないだろうとは思いますが、また、どのような場所にどの

ような形のものを設置するか、これはやはり簡単に設置して入れてもらえるというものではないだろうと思います。もっともっと観光地であるとか、もっと遠いところ、この間も黒部ダムの中にポストがあって、そこで特製の杉の板とか何かライチョウの絵を描いたプレート、これが郵便物として使えますよというような形でされているところがございます。

そういった状況から考えると、ただ普通のはがきを御当地ポストに入れるかというよりも、それなりの郵便物ですね、そういったものを開発した上で、観光地としての役割を果たせるような、そんなものが雰囲気として出てくれば可能ではあるかと思いますが、現時点でそこまでの距離的な問題であるとか観光地、多くの方が利用されるような状況かというところ、そこら辺を十分に検討しないと、ただ単につくったけれども年に数通しか利用されない、そんなポストでは利用価値が全然ないだろうと思いますので、そこら辺も十分検討しなければいけないだろうと思っていますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（谷口輝男君） では再々質問を許します。

〔5 番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 引き続き郵便局にお願いをしていただきたいというふうに思います。

観光資源としては、御当地ポストというものは有効なものだというふうに思います。今、町長が教えていただいた大変ユニークなやり方というものもできるのだろうというふうに思いました。特に関ヶ原は武将、関連する武将がたくさんお見えになりますので、それはやっぱり観光資源の一つとして面白い企画になるんじゃないかと、今聞いていてそう思いました。ぜひ、この役場にポストを置くというところでちょっと難しいということであれば、現在ポストがあるところに、そういう御当地ポストに替えて、替えてそういう観光資源にするということもあるんじゃないかというふうに思いますが、最後その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御当地ポスト、どこにでも設置していいものではないと思います。やはりそれなりのアピールといいますか、御当地ポストがここにこうやってつけたということでの利用、これは住民の方に対してもそういうものがあれば面白いなとは思われると思いますが、実際の利便とかそういうところを考えると、別にその町内のいろいろなところに御当地ポストをつくる必要があるのかといたら、ちょっと疑問があると思います。

私としては、やはり観光地であるとか、多くのよその方が来ていただいた上でそのポストがあってアピールになるというようなことであれば、考えようもあろうかと思いますが、現状どこにそういうふうに設置するかということ考えたときには、非常に難しいんじゃないかと思っています。

郵便局に、つくつたでこれを移設代わりに付け替えてというお願いも、それは可能かとは思いますが、可能は可能であってもやれるかどうかというのはまた別問題であろうと。町としてそこら辺までやっていく必要が、メリットといいますか費用対効果、また必要性、欲しいもの、こういったことも十分に考えないと無理だと思いますので、そこら辺は今後も検討はさせていただきますが、郵便局との話合いの中で、もしうまいこといけばやれるかもしれませんが、そこら辺については町で決めるわけではないということも御理解賜りたいと思います。

○議長（谷口輝男君） これで5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

日程第3 議案第63号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第3、議案第63号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第64号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第4、議案第64号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第5、議案第65号 訴えの提起についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第6、議案第66号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第67号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、議案第67号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、議案第68号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第69号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第9、議案第69号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第70号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第10、議案第70号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第71号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第11、議案第71号 関ケ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 議案第71号 関ケ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正は、現行の健康保険証を廃止するに当たっての改正です。現行保険証を廃止してマイナ保険証に1本化するものですが、そもそもマイナンバーカードの取得は任意ですから、マイナ保険証を基本とすること自体に無理があります。

違う話ですけれども、来年3月からマイナ免許証が始まると報道されましたが、いろいろ問題はありますが今の運転免許証を廃止することはありません。マイナ免許証と運転免許証を2枚持っていてもいいということです。法律上での選択できるという枠内に収めています。健康保険証もこういう方法で十分ではありませんか。マイナ保険証を基本とし、健康保険証は廃止、カードを持たない人は特例で資格確認書を発行するという形を取っていて、事実上の強制と取られます。

決算審査の中で、マイナンバーカードの取得率、申請中也合わせると90%を超えるとの報告がありましたが、それを物語っていると思います。健康保険証廃止と引換えにマイナンバーカードを普及させるようなやり方は、住民を不安に陥れるやり方だと言わざるを得ません。町は

こうした政府の強引な進め方に乗るのではなく、マイナ保険証でなくても受診ができる旨しっかりと説明して、安心していただくのが地方自治体の役割ではないでしょうか。

現行の保険証を廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を発行、交付するとしています。また、マイナ保険証を持つ人が自分の保険情報が正しくひもづけられているかを確認するため、資格情報のお知らせという書面も配付します。中小企業の労働者が加入する協会けんぽは、加入者全員に資格情報のお知らせを配るとしています。

この資格確認書、資格情報のお知らせのどちらにも、保険資格について現行保険証と同じ内容が記載されています。保険証を廃止しても同様のものを配付することになり意味不明です。保険証を発行する責任は各保険者にあります。マイナンバーカードは5年ごとの更新が必要です。仮に更新漏れがあった場合、知らない間にマイナ保険証も使えなくなる可能性もあります。保険者はその都度チェックし、速やかに必要な書類を配付する作業が出てきます。職員の事務負担が増えることになります。

多くの国民が不安を抱える保険証廃止は納得できません。現行保険証を残すことを求め、この議案に反対といたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 私は、議案第71号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例改正は、マイナンバー法の一部改正により令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止されることに伴う所要の改正及び厚生労働省通知に伴う保険料の徴収猶予期間に関わる改正でございます。

被保険者に対し、国民健康保険の事務を法令に基づき適正に執行することが関ヶ原町としての責務であり、必要不可欠な改正であると考えますので、本条例案に賛成するものでございます。

御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第72号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第12、議案第72号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第73号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第13、議案第73号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第74号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第14、議案第74号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第75号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第15、議案第75号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第76号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第76号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時48分

再開 午前10時00分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第77号から日程第25 議案第85号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第77号 令和5年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25、議案第85号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 松井正樹君。

○決算審査特別委員会委員長（松井正樹君） お許しを得ましたので、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第77号 令和5年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第85号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてを審査するため、決算審査特別委員会を令和6年9月6日及び9日の2日間、役場大会議室において委員全員の出席により開催いたしました。

会議事件説明のための出席は、福安会計管理者兼税務課長、澤頭総務課長、高木企画政策課長、兒玉産業建設課長、関東地域振興課長、安部古戦場活用推進課長、徳永教育課長、西村住民課長、山田診療所事務局長兼医療保健課長、吉森介護事業課長、坂東水道環境課長で、職務のための出席者は谷口議長、難波議会事務局長、西村書記であります。

各会計の審査につきましては、歳入歳出決算書に基づき歳入についての質疑を行い、その後、歳出について関係する各担当課長への質疑を行いながら、決算内容について慎重に審査を行いました。

審査の結果、付託を受けました全ての9議案について、全会一致で監査委員の報告のとおり、認定するに差し支えないとの結論に達し、9月9日午前11時25分に閉会いたしました。

なお、一般会計及び特別会計、水道事業会計の決算審査における要望事項の内容については、お手元に配付しましたとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口輝男君） ただいまの委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、令和５年度一般会計及び特別会計決算の決算審査特別委員会における要望事項について回答させていただきます。

歳入につきましては、人口減少などにより税収への影響が懸念されることから、ふるさと納税などの自主財源を確保するとともに、国・県の動向に注視し、より有利な事業展開ができるよう努める一方、過疎債につきましても、財源の一つとして将来への財政負担状況を見据えた上で、過疎地域持続的発展計画に基づいて有効に活用していきたいと考えております。

町税、各保険料の徴収対策につきましては、今年度より税務課が中心となり、より強固な徴収体制で財産調査や差押えなどの処分を行い、収納率の向上を図りながら、公平性の確保に努めてまいります。

各施設等の使用料につきましては、条例・規則に基づき徴収・減免措置を行ってはおりますが、いま一度、個々の内容を精査し、適正に運用してまいります。

歳出につきましては、事業推進の諸要件により不用額が生じるような場合においては、減額補正を行うよう心がけてはおりますが、年度末にかけての事業運営上、予算の見込みが難しい場合等、結果的に多額の不用額を生じている場合もございます。今後につきましても、引き続き年度末での事業費見込みについて十分精査し、可能な限り適切な減額補正等の処理をしてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

各種団体等への補助金につきましては、令和５年度の決算状況を踏まえ、補助金等の効果、公共的必要性、有効性、公平性などについて再点検し、次年度予算に適切に反映し、予算執行につなげられるよう努めてまいります。

また、各特別会計においては、独立採算の原則を意識し、保険料や使用料、サービス利用料などの収入を安定的に確保するとともに、経常経費を見直すなど費用の縮減に努め、健全な財政運営を実施してまいります。総合計画の後期基本計画では、重要テーマを設け、優先課題を明確にし、的確な財源配分を行っております。今後、さらに成果の見える行財政運営に努めてまいります。

次に、水道事業会計についてでございます。

まず、未収金対策についてでございますが、これまでと同様に納付期限経過後の督促や催告を実施し、早期の納付促進に努め、催告に応じていただけない滞納者に対しては、給水停止措置を実施することにより、未収金の累積を防止し、未収金対策に努めてまいります。

次に、有収率の向上についてでございますが、昨年度は68.8%で前年度より0.5%悪化をいたしました。これは、野上地区において発生した大規模な漏水が有収率の低下の原因と考えております。当町の有収率は全国平均より低い水準にあるため、今後も漏水調査の実施による漏水箇所の把握による早期修繕対応、老朽管路の計画的な更新により、有収率の向上に努めてまいります。

最後に、第4次拡張事業の推進についてでございますが、平井配水池から藤古川浄水池への配管工事が完了し、藤古川の浄水と合わせて平井の浄水を配水できるようになりました。ただ、平井浄水場の浄水能力が十分でなく、藤古川水系の全てを平井浄水場の浄水で賄うまでには至っておりません。藤古川水源はダム湖への土砂の堆積が進んでおり、集中豪雨により原水が高濁度となり、取水の確保が問題となっております。また、施設整備には多額の費用を要しますが、安全な水の供給のため、第4次拡張事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより各議案ごとに順次、委員長報告に対し質疑を行い、採決まで行います。

最初に、議案第77号 令和5年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第78号 令和5年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第79号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第80号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第81号 令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第82号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第83号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第84号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第85号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第26 議案第86号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第26、議案第86号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第86号について御説明を申し上げます。

歳出に、番号利用法等の一部改正により令和6年12月2日から健康保険証の廃止に伴い、訪問看護ステーションのオンライン資格確認及びオンライン資格請求等に対応するための委託料59万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,243万9,000円とする令和6年度介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第86号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、令和5年6月9日にマイナンバーカードと健康保険証の一体化を定める改正法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、改正法の施行期日は、施行期日を定める政令により令和6年12月2日とされたところでございます。

これにより、従来の保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了されます。その

ため、訪問看護事業の医療保険請求において、オンライン資格確認、いわゆる利用者のマイナンバーカードを利用して、モバイル端末等で医療保険の資格情報等を取得する仕組みでございます。

また、オンライン請求として電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線によりオンラインで審査支払機関に送信する仕組みとなりますが、この2点におきまして、改正法の施行期日である令和6年12月2日から義務化されることにより、関連機器やシステム環境の整備として必要とする経費を補正させていただくものになります。

議案書の4ページをお願いいたします。

下段の歳出より説明させていただきます。

歳出の総務費、施設管理費、一般管理費、委託料59万6,000円は、オンライン資格確認端末導入、また接続環境整備やオンライン資格確認端末と既存の訪問看護事業のレセプト給付管理システムとの端末連携作業導入端末の保守料として補正させていただくものになります。

続きまして、同じく4ページの上段になりますが、歳入になります。

歳入の財源の内訳としましては、繰越金、前年度繰越金として16万7,000円を充てさせていただきます。

次に、諸収入の雑入42万9,000円につきましては、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金で、補助対象であるオンライン資格確認の導入に必要となる端末や設備環境の整備等のシステム環境に係る費用として、補助限度額の42万9,000円を充ててございます。

説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 簡単なことですが、12月からのこれ、あと4か月後になるんですかね。

その辺、来年度これどのような影響があるかだけ、分かる範囲でよろしくお願いします。

整備だけ。

○8番（高木博之君） 来年度も要るのか、今年度だけで済むのか。

○議長（谷口輝男君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 先ほど詳細説明で申し上げたとおり、12月2日にこういった請求事務が義務化にされるということで、今後このような対応で取り組んでいくという形になりますので、これが今後このような形でオンライン化という形で進めていくという。この12月までには整備を進めたいというところでございます。

○議長（谷口輝男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から議案第87号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）が提出されました。

お諮りします。議案第87号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を追加日程として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第87号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第87号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 追加日程第1、議案第87号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第87号について御説明申し上げます。

歳出に現在進めております町民体育館耐震補強工事において、工事の過程において追加費用が発生いたしましたので、関係経費1億1,876万6,000円及び先般の台風10号による災害復旧に係る委託料216万2,000円、合わせて1億2,092万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億9,020万1,000円とする令和6年度一般会計補正予算（第6号）を定めたいので、本案を提出す

るものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○教育課長（徳永英俊君） 議案書その3の7ページをお願いいたします。

教育費、保健体育費、町民体育館費の委託料、耐震補強工事監理業務委託料376万6,000円の増額と工事請負費、町民体育館耐震改修工事1億1,500万円の増額は、耐震補強施工中、柱部分のモルタルを撤去したところ、既存の柱脚部の厚みが薄くなっており、既存柱脚では強度が保てない状況であることが判明したことにより、追加による補強工事が必要となったため、鉄骨部の塗装方法の変更並びにその他軽微な変更も含めまして、令和6年度分につきまして工事請負費1億1,500万円を増額補正させていただき、また、追加工事に伴い改めて工程の見直しを行い、工期の延長としたいため、併せて令和6年度分の監理業務委託料につきましても376万6,000円増額補正をさせていただきます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の委託料216万2,000円につきましては、8月31日、台風10号の豪雨により、町道大高明神線で2か所の被災が発生しました。

1か所目が路肩部の崩落、被災延長6メートル、もう一か所が土砂流出による道路閉塞、被災延長9メートルでございます。この災害復旧に係る測量設計業務を追加させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 歳入について、6ページをお願いします。

繰越金、前年度繰越金222万8,000円を充当し、町債、教育債、過疎対策事業債1億1,870万円の増額でございます。

あわせて4ページ、第3表、地方債の補正として限度額の増額をさせていただきます。

3ページ、第2表として、事業費の増額及び事業期間の延長に伴い、継続費の補正も行うものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） すみません、7ページの歳出のほうですけど、災害復旧ということで2か所で216万2,000円上がっておりますが、職員の知見を広めるためにも、このような土木

関係の方の、関連ですけど、どのように指示を出すとかいうことも必要ですので、今後。今回は2か所だけで済みましたが、その辺の継承を今後の課題として、これも含めて今後のことでやっていただければと思いますが、町長さんの。なかなか土木関係を集めてもちっとも職員というのは聞いておりますので、指示を出すにしても、こうやって委託料として分かる者がおらんなかなかつらいんじゃないかなと思います。

今回の場合は、こういう簡単と言えば簡単な案件でしたけど、今後のためということで、その辺1点よろしくお願ひしたいと思います。

関連ですけど、この事業については何も問題ありませんので。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御指摘いただきましてありがとうございます。

職員確かに土木専門知識を持ち合わせていない職員が担当しているということでございますので、そういった機会があれば現地へ行き、またそういう設計、積算をどのようにやっているかという現地のところも勉強しながら、事務の効率化、また推進につきましても役立てていきたいと思っています。

今までも県とかいうところでやっていただける研修会等には積極的に派遣して研修をさせているところでございますが、町内のそういう工事において、現地で研修を兼ねてやるということのも有意義なことだと思いますので、そのようなことで進めていければと思っていますので、今後どういうふうに進めるか、内部で検討しながら進めさせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 測量器具等何もほとんどまともなものが、私らが現職でいた頃から追加されていないと思うんです。今はトータルステーションとかいって、現地でメジャーで測らなくても光波測距儀でやれるという、私らの高校のときとはえらい違いですので、その辺等まともにもそろっていないと思いますので、地籍調査にも関係今後してきますので、その辺もそろえていかれる、これを使える者がおらんと駄目ですが、そんなに難しいことはないと思うんです。よその市町村では持ってみえるところもありますので、その辺の検討も、100万円か200万円かかるか分かりませんが、元は取れると思いますので、大規模な災害になったら測ることもできませんので、またよろしくその辺の検討も併せてお願ひしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

先ほどの質問の件もございますが、現実におきまして先輩方がなされていた頃と異なりまして、仕事量が非常に減っておるわけなんです。土木業務につきましては、その先人の方々がいろいろ整備をしていただいたということもあると思うんですけれども、やはり維持管理的な業

務ばかりになっておりまして、例えばトータルステーションを1つ買うにしても、活躍をする場もないというのは実情でございます。

そんな中でも、そういったことが必要であれば、購入については検討はしていきたいのと、かように思っている次第でございます。よろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 今の災害復旧ですけど、工事費が幾らぐらいになりそうかということと、あと、今年度内に取りかかって終わるというようなことでよろしいですか。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

今のところ、非常にアバウトなんですけれど、1つの路肩の崩壊部につきましては、おおむね500万円程度の工事費を見込んでおります。これから出すわけですが、おおよそなんですけどそんなようなところです。

それから土砂の流出という方面の土砂の流出の防止ということでの工事は300万円程度を予定いたしております。それで、これから査定やら何やらを受けまして、早ければ12月の補正に工事のほうの予算を上げさせていただいて、今年度中には工事のほう完了したいなと思っている次第でございます。よろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に上程されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（谷口輝男君） これをもちまして、令和6年第5回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

閉会 午前10時30分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 北 村 一 磨

会議録署名議員 吉 田 仁